

答申行政第128号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年2月21日付け、備中局健第348号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和6年2月13日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「今般、請求人が〇〇〇〇眼科から「診療拒否」されたと持ち掛けたが行政指導をおこなわなかった理由がわかるもの」

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、「今般、請求人が〇〇〇〇眼科から「診療拒否」されたと持ち掛けたが行政指導をおこなわなかった理由がわかるもの」と特定した上で、行政指導が行われなかった理由がわかる公文書は作成されておらず、保有していないことを理由に本件処分を行い、令和6年2月21日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和6年4月22日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和7年10月29日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分について、実施機関は、その決定を取り消し、全部開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

行政指導を行うか否かを判断する基準になるものがあるはずである。行政指導を行うか否かの判断基準がないと、担当者によって行政指導をしたりしなかったり、まちまちになると不公正になるからである。

実施機関は、「応召義務」に関するもので県に医師を指導する権限はないなどと言うが、完全に失当である。その理由は「医療法第1条から第1条の4」を見れば「岡山県」には国民に対して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるようにする義務があり、「医療機関の医師、看護師」は医療を受けるものに良質かつ適切な医療を行う義務がある。

〇〇〇〇眼科の者は「審査請求人に」理由も告げないで、よその眼科へ行けといったのであるから、「上記義務」に違反していることは明らかであるので「岡山県」は、「〇〇〇〇眼科」を指導する義務があるので「指導しないと判断」した根拠があるはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書は、審査請求人が〇〇〇〇眼科から診療拒否されたと持ち掛けたが行政指導をおこなわなかった理由がわかるものというものであったが、行政指導を行わなかった理由が分かる公文書は作成されておらず、保有していないため、非開示決定とした。

審査請求人は、行政指導を行うか否か判断する基準になるものがあるはずであると主張しているが、行政手続法において行政指導は、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」をいうとされている。

そして、審査請求人が〇〇〇〇眼科から診療拒否されたとする主張は、医師法における医師の応召義務に関するものであるが、応召義務は医師が国に対して負担する公法上の義務であり、都道府県に医師を行政指導する権限はない。

また、審査請求人は、医療法第1条から第1条の4を根拠に、岡山県には〇〇〇〇眼科を指導する義務があるため、指導しないと判断した根拠があると主張しているが、医療法は医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療提供体制の確保を目的として、医療施設の計画的な整備や医療施設の人的構成、構造設備、管理体制等の規制、医療法人の設立等について規定したものであり、応召義務を規定した法律ではないことから、医療法をもって都道府県が応召義務違反を行政指導する権限はない。

本県でも、各保健所に医療相談窓口を設置し、県民からの医療安全に関する相談等に中立的な立場で対応している。本件については、医療相談窓口において、中立的な立場で審査請求人及び〇〇〇〇眼科両者から聴取を行った上で、応召義務違反が疑われる事案ではないことを確認している。

その結果、本件は都道府県が行政指導を行う対象に該当しておらず、したがって行政指導を行わないと判断した実績もないことからその記録も存在し得ず、本件対象公文書は保有していないため、非開示としたことは適切と考える。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の1の公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

(1) 条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

三～七 略

(2) 条例第10条は、公文書の存否に関する情報について次のように定めている。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを

答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(3) 条例第11条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

(開示請求に対する決定等)

第11条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 略

3 本件対象公文書の特定について

審査請求人は、第3の2のとおり、〇〇〇〇眼科の者は審査請求人に理由も告げないで、よその眼科へ行けといったのであるから、医師の応招義務に違反していることは明らかであるので、岡山県は〇〇〇〇眼科を指導する義務があり、行政指導をしないと判断した根拠があるはずであると主張している。

一方で、実施機関は、第4のとおり、本件は、都道府県が行政指導を行う対象に該当しておらず、したがって行政指導を行わないと判断した実績もないことからその記録も存在し得ず、本件対象公文書は保有していないため、非開示としたと主張している。

本件開示請求において、審査請求人が開示を求めた公文書は、「今般、請求人が〇〇〇眼科から「診療拒否」されたと持ち掛けたが行政指導をおこなわなかった理由がわかるもの」であり、審査請求人から提出された審査請求書には「行政指導を行うか否かを判断する基準になるものがあるはずである。」と記載されているほか、反論書においても「「岡山県」は、「〇〇〇〇眼科」を指導する義務があるので「指導しないと判断」した根拠があるはずである。」と主張するなど、実施機関が〇〇〇〇眼科に対し行政指導を行うか否かの判断根拠が記載された公文書の開示を求めているものと解される。

実施機関は、都道府県には医師の応招義務違反について指導を行う権限を有しておらず、したがって行政指導を行わないと判断した実績もないことからその記録も存在し得ず、本件対象公文書は保有していないため、非開示としたと説明しており、その説明に不合理な点はなく、また、行政指導を行うか否かの判断根拠が記載された公文書の存在を推察させる事情も認められないことから、本件対象公文書が存在しないとした実施機関の判断は妥当であると認められる。

そして、行政情報公開制度は、前記2の条例の規定に示すとおり、実施機関が保有している公文書を公開する制度であり、保有していない公文書について情報公開請求があった場合は、文書不存在として非開示となる。したがって、前述のとおり実施機関は本件対象公文書を保有していないことから、文書不存在を理由として本件対象公文書を非開示とした決定に、違法又は不当な点はない。

4 本件開示請求に係る公文書の存否応答拒否の可否について

本件開示請求は、「今般、請求人が〇〇〇〇眼科から「診療拒否」されたと持ち掛けたが行政指導をおこなわなかった理由がわかるもの」であり、本件対象公文書の存否を答えることは、審査請求人が特定の医療機関から診療拒否されたという事実（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるものと認められる。

本件存否情報は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、さらに、ただし書きイからハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件開示請求について、実施機関は、存否応答拒否決定すべきものであったが、本件処分においては既に本件対象公文書の存否を明らかにしており、このような場合において、本件処分を取り消して改めて条例第10条の規定を適用する意味はないため、文書不存在を理由とした非開示決定は、結論において妥当と言わざるを得ず、取り消すべきものとまでは認められない。

5 結論

以上により、本件処分には、条例の解釈適用に誤りがあるが、これを取り消し、改めて処分をやり直すことに意味はないため、「第1 審査会の結論」とおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年10月29日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年12月23日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和8年1月29日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和8年2月27日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和8年3月26日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和8年4月23日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
伊 藤 健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。